

ふるさと 福井の自然

—創刊号—



福井県



福井県知事

中川 平太夫

「ふるさと福井の自然」の発刊に あたって

私たちのふるさと「ふくい」は、豊かな自然に恵まれ、四季折々に特色ある風情を見せて、人間性豊かなやすらぎを与えてくれています。

21世紀に向けての県政の基軸となる「文化のふるさとづくり」の土台は、私たちが生まれ、育ち、遊んだ野山、小川などであると思います。

今後は、このすばらしいふるさとの自然を、次の世代に引き継いでいくためにどのように守り、育てていくかが大きな課題になってきていると思います。

私は、この小誌を通して皆さんと共にふるさと福井の自然を理解し、自然保護の大切さを考えていきたいと思います。

目次

1. 大切な自然	1
2. ふくいの自然環境	2
3. 地形と地質	5
(1) 地形	5
(2) 地質	6
4. 植生	7
5. 動物	8
(1) 昆虫	8
(2) 鳥獣	8
(3) その他	9
6. 自然環境保全の制度	10
(1) 自然環境保全地域	11
(池ノ河内自然環境保全地域・橋保自然環境保全地域)	12
(2) 自然公園	13
(白山国立公園・若狭湾国定公園)	14
(越前加賀海岸国定公園・奥越高原県立自然公園)	16
(3) 鳥獣の保護	18
(4) 福井県自然保護基金	19

CONTENTS

1. 大切な自然



刈込池自然歩道（大野市）

自然は私たちの生活にとってなくてはならないもので、この自然の恵みのうえに今日の繁栄を築いてきました。例えば、私たちの経済活動の資源としての役割を果したり、それ自体快適な生活環境を構成し、豊かな人間性とすぐれた文化を育てるのに役立っています。

しかし、近年自然環境の改変が進み、全国のいたるところで大気や水質の汚れ、緑の減少等の問題がおこってきました。

自然は非常に微妙な形で均衡を保っていて、一度破壊されると、元にもどすのはほとんど不可能だといわれています。そのため、自然のしくみを正しく理解し、その保護を図っていかなければなりません。

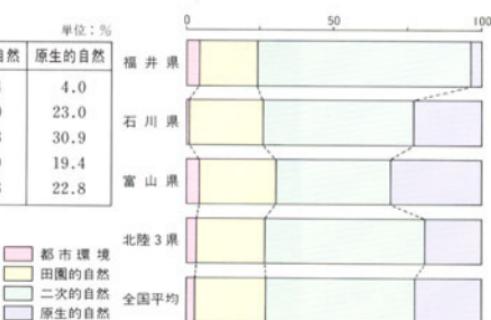
福井県は幸いにして比較的すぐれた自然に恵まれ、その自然と風土に応じた特色ある文化と豊かな県民性を育ててきましたが、本県でも各種の開発が進んできています。私たちは手遅れになる前に一人ひとりが自然のすばらしさ、大切さを理解し、自然の保護と環境の保全を図っていくことが重要です。

2. ふくいの 自然環境

福井県は本州のほぼ中央部の日本海側にあり、比較的山岳面積が広く、県土の約75%が森林となっています。しかし、その大半は植林地や何等かのかたちで人の手が入った森林で、原生の森は全国的にみても少なくなっています。また、福井県は敦賀市の北東にある山中峰から木ノ芽峰を経て桙ノ木峰に至る峰で嶺北、嶺南と言われる二つの地域に分けられ、地形・気候などの自然面だけでなく、社会・文化の面でもかなりの違いを見せてています。

自然度比較表

県名	都市環境	田園の自然	二次の自然	原生の自然
福井県	4.1	19.5	72.4	4.0
石川県	1.0	25.0	51.0	23.0
富山県	4.1	26.1	38.8	30.9
北陸3県	3.1	23.6	53.9	19.4
全国平均	3.1	24.2	49.8	22.8



植生自然度区分及び自然地域区分

自然地域区分	植生自然度	概要	備考	福井県
都市環境	①	市街地、造成地	植生の殆ど残存しない地区	4.1%
田園的自然	②	農耕地(水田、畑地)	水田、畑地等の耕作地。緑の多い住宅地(緑被率60%以上)	19.4%
	③	農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畠、苗圃等の樹園地	0.0%
二次的自然	④	二次草原(背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原	0.5%
	⑤	二次草原(背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	0.3%
	⑥	造林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	23.1%
	⑦	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	37.6%
	⑧	二次林(自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	10.9%
原生的自然	⑨	自然林(極相林またはそれに近い群落構成を示す天然林)	エゾマツードマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	3.7%
	⑩	自然草原(自然草原・湿原)	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち單層の植物社会を形成する地区。(⑨⑩は自然性の高さにおいて同じランク)	0.3%
計				100.0%

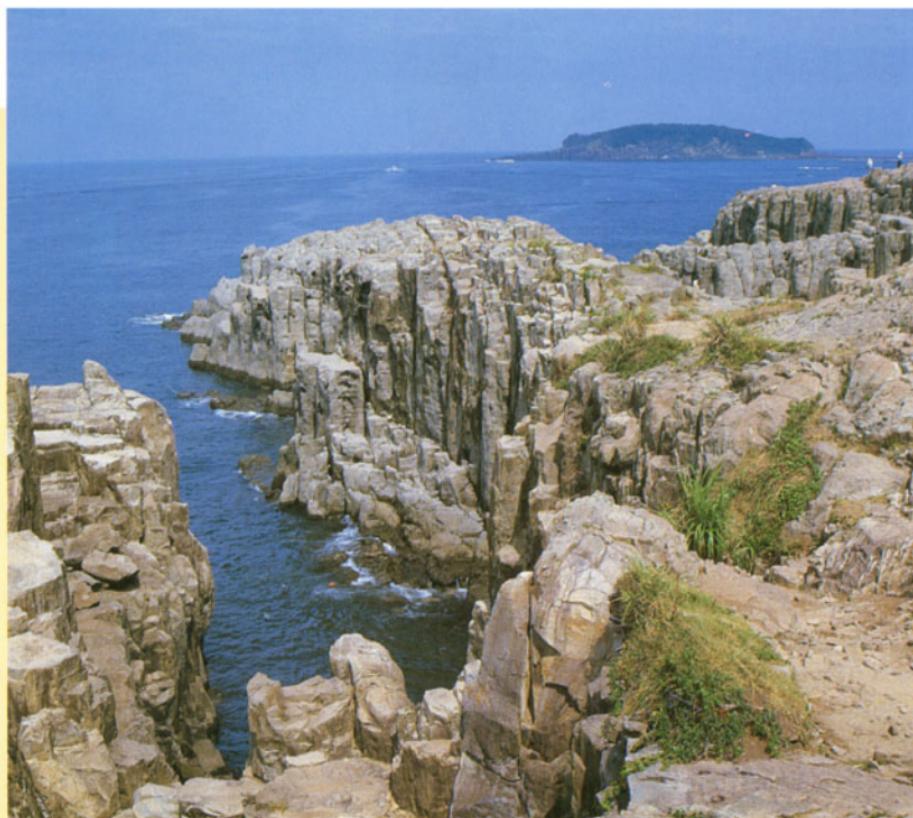
第1回総の国勢調査より

嶺北地方の海岸線には見事な段丘が発達していて、これらの海岸線が浸食された海蝕崖と奇岩が造る男性的な隆起性の岩石海岸は、越前加賀海岸国定公園に指定されています。また、石川・岐阜県境付近は白山国立公園、これに隣接する地域は奥越高原県立自然公園に指定されています。

一方嶺南地方は、典型的なリアス式海岸の景勝の地に恵まれ、海岸全体が若狭湾国定公園に指定されています。

気候は、内陸部ではいわゆる北陸型の気候に属し、冬にはシベリア寒気団の影響で多量の雪が降り、降水量は年間3,000ミリ以上にも達し、晴天日数は年間100日にもなりません。

一方海岸部では対馬暖流の影響を受けて、冬でも比較的暖かく、特に嶺南地方では次第に北陸型から山陰型の気候となり、年間の晴天日数もやや多くなります。



東尋坊（三国町）

平均気温・降水量分布図

昭和60年（1985年）

平均気温分布図（°C）



降水量分布図（mm）

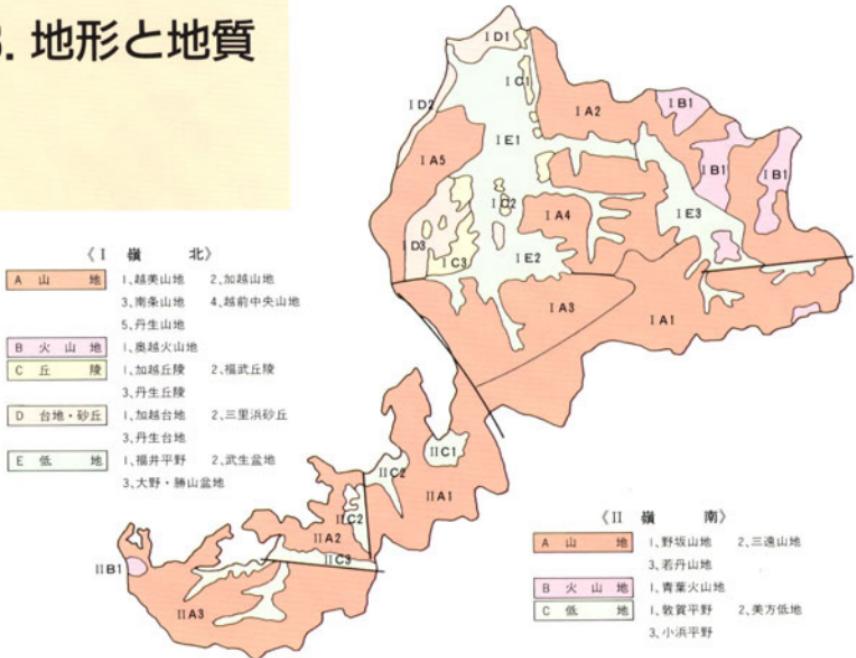


昭和60年 気象年報より

3. 地形と地質

(イ) 地形

福井県地形区分図



嶺北地方は飛騨高原の南西の端を、嶺南地方は丹波高原の北東の端を占めています。そして、この間には甲楽城断層、柳ヶ瀬断層と熊川断層にはさまれた若越破碎帯があります。

嶺北の東部には標高1,000メートル以上の山嶺が連なっていて、特に岐阜県境の越美山地は標高約1,200メートルの同じような高さとなっていて、山頂には各所に平坦な所が残っています。しかし、柳ヶ瀬断層を境にして若越破碎帯から西の県境山地は越美山地よりも約400メートル低くなっています。そして、山陵はなだらかで高原性となりところどころに残丘とみられる椀形の高所がみられます。これらの山地はいずれも海岸近くまで続いていますが、特に丹生山地と南条山地は海岸のすぐ近くまで迫っています。

若越破碎帶は、最近の地質時代の活動による諸断層のため、著しく地塊化が進んで、三方、三遠、敦賀半島などの小山塊と敦賀港、小浜湾、三方五湖などの小凹地が入りじり、特異な地形となっています。

河川のところどころには谷底平野があり、嶺北地方では九頭竜川流域に大野盆地と勝山盆地、日野川流域には武生盆地と鯖江盆地があります。これらの河川の下流域には、九頭竜川とその支流の堆積作用による県内で最大の坂井平野をはじめ、敦賀平野、小浜平野などの小平野と小低地が各所に見られます。また、丹生山地の天王川流域には、典型的な河岸段丘が発達しています。

(口) 地質

福井県地質略図



福井県の地質は、飛騨片麻岩類と古生代以降の各地質時代の地層からなっていて、北陸の他地域に比べ比較的豊富な地史的内容をもっています。

嶺北地方の油坂峠一中島一武生一高佐を結ぶほぼ東西方向の秋生断層を境として、その南側は主としてオリストローム層と呼ばれる海洋の移動地殻を主とする古生代・中生代の地層が嶺南山地まで分布しています。一方、その北側は飛騨片麻岩類を基盤とした中生層と新第三紀層が広く分布していて、北側と南側では地質が大きく異なっています。これら両者の接触部は、多くの断層により複雑な地質構造を示しています。また、嶺南地方の西端部には中生代三疊系や超塩基性岩類などが分布しています。このように福井の地殻は日本列島の地質構造を考察する場合、学術的に重要な意義をもっています。

嶺北西半部の新第三紀の地層は、一般に火山によって変質を受けた変質岩類とグリーンタフ（緑色凝灰岩）と呼ばれる火山性の岩相で特徴づけられ、このグリーンタフは日本海の形成に大きく関連した火山岩類です。また、石川県境付近には、白山やこれより古い経ヶ岳などの火山群が広く分布しています。

4. 植 生



ブナ林



ナタオレノキ

福井県は中部山岳地帯、特に白山山系の西の端にあります。標高2,000メートルを越すような高地はありません。また、対馬海流の北上やリマン海流の南下する日本海に面し、さらに冬には季節風の影響で大量の積雪があります。このためヒメアオキやエゾユズリハなどの、いわゆる日本海地域要素と呼ばれる植物を多く含んでいます。白山山系からは北方系の植物が入ってきていますが、逆に南からは暖流とともに暖地性の植物が入ってきて、特に小浜湾の蒼島などではナタオレノキやムサシアブミなどが注目されます。また、比較的低い県境山脈を越して、太平洋地域要素とも考えられるマルバノキなどをいくらか見ることができます。面積が小さく、標高差も少ないので固有種は非常に少ないですが、嶺北地方と嶺南地方とではかなり顕著な分布境界がみられ、植物分布上興味ある地域となっています。

植生の面からみると、日本海沿岸の島や社叢ではイノデータブ群集やヤブコウジースダジイ群集を主とする照葉樹林が認められ、低山帯はクロマツ林に続いてアカマツ林やコナラ・クリなどの二次林となっています。しかし、近年は植林が進み、その大部分はスギ林となっています。

奥越の山岳地帯は、日本海型のブナ林であるオオバクロモジーブナ群集に代表され、紅葉の美しい夏緑樹林となっています。そしてそれより高い所ではダケカンバ等が生育していますが、明確な亜高山帯はみられません。また、山頂部にはお花畠がありますが、風衝による草原でその規模は大きくありません。

5. 動 物



(イ) 昆虫

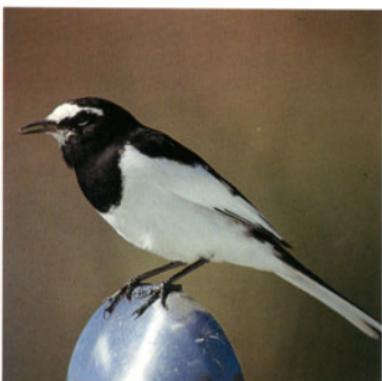
福井県の昆虫相は、全体的には位置的関係から日本列島の平均的なものといえますが、北方的色彩と中部山岳的色彩の強い奥越山地から暖地性要素がかなり加わった西部低山地域にまたがっているため、かなり変化し、複雑になっています。そのため、相当数の種の分布北限が福井県にあって学術上貴重な種も少なくありません。それは、動物地理学上にみる旧北区系基盤に東洋区系の要素が加わった日本列島昆虫相の縮図とも言えます。また、嶺南地方と嶺北地方との区分は昆虫相の相違にも明瞭に現れています。

県下各地の昆虫相は、大都市周辺の山野に比べ、現在なお豊富さを保っています。しかし、その変貌は著しく、昭和10年頃には各地で見られた大形昆虫の中には、激減したものが少なくなく、その姿を全く見ることができなくなつたものさえあります。

(ロ) 鳥獣



ヤマセミ



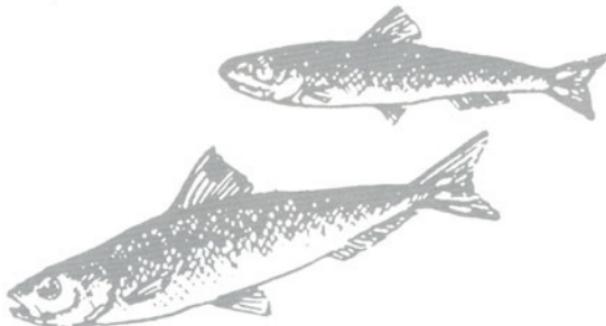
セグロセキレイ

福井県はシベリアなどの大陸圏に繁殖地をもつ数多くの冬鳥の主要な渡来経路に当たっていて、県内の林野はその休息地あるいは越冬地になっています。また、日本列島を往来する鳥類も中部山岳地帯を境として、日本海側を移動する多くの種類が知られ、特に森林性の鳥類は豊富に見ることができます。これらの渡り鳥は、県内で記録される全鳥類の3分の2を越えています。しかし、四季を通じて生息する留鳥はさほど多くありません。

垂直分布をみると、標高1,500メートル以上の山岳が少ないため、高山性鳥類はあまり見ることができません。また、水辺の鳥では、シギ類やチドリ類が海浜、河川、湖沼などに採食地や休息地が少ないため、その種類、個体数はともに多くありません。しかし、カモ類は日本海城、海岸に隣接する湖沼、河川流域などにかなりの種類および個体数を見ることができます。

特色ある鳥類としては、若狭地方の三方五湖を中心に希少なオオワシ、オジロワシなどの生息が例年記録されているほか、イヌワシが、少数ですが山岳部に生息していて、貴重な存在となっています。また、これまでに南方系あるいは大陸系の迷鳥がかなり記録されていますが、これは、福井県が鳥類の分布上重要な位置にある証拠とも言えます。

獣類では、特徴的なものはありませんが、山岳部においては天然記念物のニホンカモシカ、ヤマネをはじめ、ホンシュウジカ、ツキノワグマ、サルなどかなりの獣相を維持しています。



(iv) その他

淡水魚では、大野市本願寺清水の陸封型イトヨ、九頭竜川中流域に生息するアラレガコ（国指定天然記念物）が知られています。また、武生市五分市のトミヨは全国的にも分布が限られた貴重なものでしたが、近年見ることができなくなり、絶滅したものと思われます。しかし、イワナ、ヤマメ、アマゴなどの上流河川に住む魚類は、各地に豊富に見ることができます。

両せい類では、国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが県下でも発見されています。また、モリアオガエルは各地で見ることができます。

は虫類では、分布が限られているシロマダラ（小型のヘビ）が各地で発見されています。

このように、福井県は、多様な地形・地質と特色ある気候のなかで、動植物相も豊富で、歴史的風土と相まって豊かな自然環境をつくりだしています。

6. 自然環境保全の制度

福井県は、全国的にみてもすぐれた自然環境を有し、これは県民に安らぎとうるおいを与えてくれると同時に次の世代に引き継がなければならない貴重な財産となっています。

この貴重な自然環境は、次の法令などの体系によって保全されています。

1. 自然環境保全法・福井県自然環境保全条例
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域の指定と保全
2. 自然公園法・福井県自然公園条例
国立公園、国定公園及び県立自然公園の保護と利用
3. 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律・特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律
野生鳥獣の保護と狩猟の適正化
4. 温泉法
温泉の保護と適正利用
5. 文化財保護法
史跡、名勝、天然記念物の指定と保護
6. 農地法・農業振興地域の整備に関する法律
農業地域の指定と保全
7. 森林法
林業地域及び保安林の指定と保全
8. 海岸法
海岸保全地域の指定と保全
9. 都市緑地保全法
緑地保全地区の指定と保全
10. 都市公園法
都市公園の設置と管理及び風致地区的指定と保全
11. 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
都市保存樹、保安樹林の指定と保存
12. 生産緑地法
生産緑地の指定と保全



陶芸公園（宮崎村）



永平寺の境内林（永平寺町）

(イ) 自然環境保全地域

福井県では、すばらしい自然環境を保全し、広く県民がその恩恵を受けるとともに次の世代に引き継ぐため、福井県自然環境保全条例が制定されています。この条例は、自然環境保全法の趣旨に基づき制定されたものですが、それまでの自然環境の保全を目的とする法令（自然公園法等）が、限定的、部分的であったのをおし進め、これらの関係法令と相まって、自然環境の保全を総合的に推進しようとするものです。

1 県・市町村・事業者・県民の責務

良好な自然環境の保全は、県や市町村だけでできるものではありません。事業者や県民一人ひとりが力をあわせてはじめて効果があがるものです。

このため、この条例では、県や市町村の責務とあわせて事業者や県民の責務を明らかにします。

2 自然環境保全地域の指定

自然環境保全地域は、福井県のすぐれた自然環境を保全するため、つぎのような地域を対象に指定されます。

- イ 高山性植生または亜高山性植生が相当部分を占める森林または草原の区域
- ロ すぐれた天然林が相当部分を占める森林
- ハ 地形もしくは地質が特異でありますまたは特異な自然の現象が生じている土地の区域
- ニ 動植物を含む自然環境がすぐれた状態で維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域
- ホ 植物の自生地、野生動物の生息地などで前各号の区域における自然環境に相当する程度の自然環境を維持している区域

この自然環境保全地域内で、建築物、その他の工作物を新築・改築・増築したり土地を開墾したり木竹を伐採する場合、特別地区内では知事の許可が、普通地区内等では届出が必要です。

3 その他の地域内行為の届出

この条例では、乱開発を防止するため、自然環境保全地域や自然公園地域等すでに自然環境の保全を目的とする法令で規制されている地域以外において1ヘクタール以上の開発を行う場合、知事に届け出なければならないことになっています。



夜又ヶ池（今庄町）

池ノ河内自然環境保全地域

この地域は、敦賀平野を流れる笙ノ川の源流部にあたり、源流部にできた湿原とその平坦地および山麓部の涵養域が保全の対象になっています。面積は約111ヘクタールでそのうち阿原ヶ池と呼ばれる池とそのまわりの湿原7.8ヘクタールが特別地区に指定されています。

この湿原は、標高300メートルに過ぎないハンノキ林ですが、マザミ・ミズゴケ・ミズキボウシの群落や、イヌノハナヒゲ・ハリミズゴケの群落を伴い、ヤナギトラノオやミズトクサが生育していて、植物分布上および生態上注目されます。また、鳥類の繁殖・休憩地としてよい生息環境となっているなど池を中心とする湿原一帯は、県内では他には見られない動植物が生息しているなど非常に貴重な所です。



池ノ河内湿原（敦賀市）

樅俣自然環境保全地域

今立郡池田町越美山地のはば中央部の冠山峠と桧尾峠を結ぶ山稜部を上限として、標高500メートル付近までの北側斜面一帯が保全の対象となっています。

この地域は、典型的な日本海型夏緑広葉樹林のオオバクロモジーブナ群集が優占する自然林となっていて福井県では極めて貴重なもので。

(口)自然公園

この制度を規定している自然公園法および福井県自然公園条例は、「すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民（県民）の保健、休養および教化に資する。」ことを目的としています。

福井県内では、次の四つの自然公園が指定されています。

- 白山国立公園 ●若狭湾国定公園 ●越前加賀海岸国定公園 ●奥越高原県立自然公園

自然公園は、すぐれた自然を保全しながら多くの人に利用してもらうことが目的ですから、利用のための施設を設置する地域と保護すべき地域を明確に区分し、自然公園としての調和のもとに公園計画が定められています。

利用するための施設としては、休憩所、園地、野営場やスキー場などがあります。

一方、保護のための規制計画は、自然公園を特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域に地種区分し、それぞれの地域に応じた開発行為の規制をしています。



若狭自然歩道（三方町）



ふるさと自然公園（大野市）

白山国立公園



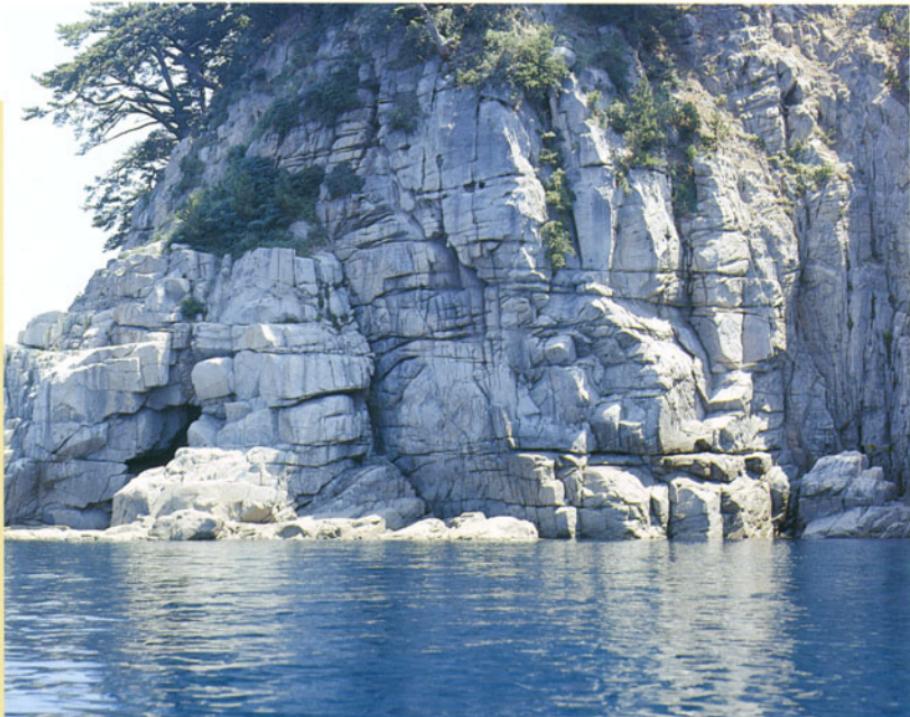
赤兎から三ノ峰を望む（大野市）

この公園は、日本三名山の一つとして知られる白山を中心として、昭和37年11月12日に指定された山岳公園で、福井・石川・富山・岐阜の4県にまたがる面積47,700ヘクタールの広大な公園です。

福井県側は、三ノ峰から赤兎山・法恩寺山を経て平泉寺に至る一帯で、山頂部には高山植物のお花畠が見られ、山腹部はアオモリトドマツ、ダケカンバ、ブナ、ミズナラなどの原生林で覆われています。また、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルなどの大型野生動物やイヌワシ、クマタカなどの森林性の鳥類も多く豊かな自然が残され、さらに、平泉寺参道の杉並木、敷きつめられた苔、社叢林などのすぐれた人文景観も有しています。

また、刈込池周辺に自然を学び・自然に親しむための自然研究路が設けられ、ブナの原生林に囲まれたモリアオガエルの生息地でもある神秘的な刈込池に接することができます。

若狭湾国定公園



蘇洞門（小浜市）

この公園は、昭和30年6月1日に指定され、西は京都の丹後半島から天の橋立、東は敦賀湾に至る若狭湾一帯、面積21,870ヘクタールの海岸公園です。

若狭湾は複雑な断層によってできた沈降海岸で屈曲が多く、敦賀、常神、大島などの多くの半島や蘇洞門、音海の断崖、高浜和田、久々子などの砂浜、秀麗な姿の若狭富士と呼ばれる青葉山、優美な三方五湖など変化に富んだ景観が続いています。

また、鳥羽島周辺の海域は海水が透明で、海中景観も美しいので海中公園地区に指定されています。海中公園地区的基地としては、常神、世久見、食見等がありグラスポートも運行しています。このうち食見には、世久見と結ぶ渚遊歩道、背後の山に通ずる展望遊歩道があって、展望台からは湾内を一望することができます。そのほか、スポーツなども楽しめる広場、園地等が設けられています。

越前加賀海岸国定公園



呼鳥門（越前町）

この公園は、昭和43年5月1日に指定され、敦賀市杉津から石川県加賀市に至る面積8,992ヘクタール、海岸延長約108キロメートルの海岸公園です。

海岸線は越前岬を中心とする海蝕景観と背後の六所山、越知山などの丹生山地、および北潟湖、武周ヶ池の湖面が含まれ、越前岬を突端として北東及び南東に連なる「く」の字型をした海岸で、北部には砂浜が多く、中部及び南部には海岸段丘が発達し各所に海蝕崖を見ることができます。

公園全域には渡り鳥の飛来が多く、六所山には鳥類観測ステーションが設置されています。また、越前岬周辺には冬の厳しい季節風に耐えて咲く、自生のスイセン（県の花）も見ることができます。

越前海岸の道路沿線には、海岸の自然保護と景観を高め、訪れる人々を慰めることを目的とした路傍園地などの旅情公園の整備が行われています。

奥越高原県立自然公園



九頭竜峡（大野市）

この公園は、奥越地方の白山山系山麓部と独立峰荒島岳を中心とする一帯からなる面積33,614ヘクタールの山岳高原公園です。

山稜部のカンバ、ブナ林や中腹部山麓にかけてのミズナラ林を包括した山岳景観や九頭竜川の溪流景観にすぐれたものがあり、新緑、夏山、紅葉、冬季のスキーと四季を通じて利用されています。

また、大野市と勝山市にまたがる六呂師高原では、「ふるさと自然公園六呂師国民休養地」、和泉村には、「九頭竜国民休養地」があり、スキー場、園地、探勝路、休憩所、駐車場などが整備され、自然とのふれあいの場となっています。

(ハ)鳥獣の保護

密猟の状況



上空からみた網場



かすみ網



犠牲になったペニマシコ



ツグミ

近年の各種の開発や都市化の進展に伴って、森林、湖沼、河川などの野生鳥獣の生息環境は次第に悪化しています。野生鳥獣は自然環境の良否を現すバロメータと言われていますが、この野生鳥獣と共に存できる豊かな自然環境を保全していくかなければなりません。

野生鳥獣保護制度の中心となっているのは「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」です。この法律は「鳥獣保護事業の実施及び狩猟の適正化によって、鳥獣の保護繁殖を図り、また、有害鳥獣の駆除などをを行うことによって生活環境の改善や農林水産業の振興を図る」ことを目的としています。

具体的な保護の方法としては、鳥獣保護区を設定・狩猟鳥獣（47種）以外の捕獲を禁止したり、狩猟鳥獣であっても獵期や獵法を制限する捕獲規制を行っています。

また、狩猟者については免許制度を（3年間有効）をとり、そのうえ毎年登録をしなければ狩猟ができないなど厳しい規制があります。

(二) 福井県自然保護基金

従来の自然保護行政では、自然公園や自然環境保全地域といった地域を指定し、法令で開発行為を規制するといった方法がとられています。しかし、この方法は私権を制限するということですから、その調整がだんだん難しくなってきています。

自然保護の一番良い方法は、自然の保護が必要な土地を買い上げて保全することですが、この方法は費用がかさみ限界があります。そこで、最近ナショナルトラスト（イギリスを発祥として、国民の手で土地などを買取り貴重な自然や歴史的な文化財などを保護する運動）を取り入れた自然保護活動が日本の各地で見られるようになり、福井県でも昭和60年4月にこのナショナルトラスト思想を取り入れた「福井県自然保護基金」を創設しました。

この基金は10億円以上を、県はもとより企業、県民の皆さんのご協力を得て積み立てて、その運用益（預金利子など）によって、行政では対応できないきめ細かな自然保護の施策を実施するものです。事業の内容は、大きく別けて三つあります。

1 土地の公共化

ナショナルトラスト思想を生かした土地の公共化によって自然環境の保全を図ろうというものです。土地の買上げ・借り上げや自然環境保全のための施設整備が主なものです。

2 自然環境の利用促進

すぐれた自然環境を快適に利用し自然の大切さを認識してもらおうというものです。このために花・木などの植栽、空きカン・ごみの持ちかえりの促進などを実施しています。

3 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護は行政のみが頑張っても効果がありません。県民一人ひとりが積極的に自然を保護しようとする意識を持つことが大切です。このために自然の保護のためのパンフレットの印刷配布、自然観察ウォークの開催や自然保護団体の育成、自然観察指導員の育成等を進めています。



自然観察指導員講習会



ゴミ袋スタンド
(ゴミの持帰り運動)

自然公園等位置図



自然環境保全地域の概況

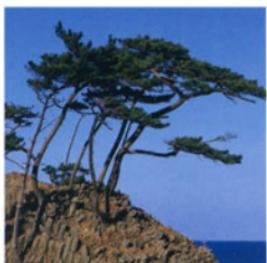
名 称	地 霸 銘	指定年月日	面 積 (ha)			保 全 対 象
			特別地域	普通地域	計	
池ノ河内	敦賀市池ノ河内	S. 52. 3. 25	7.80	103.20	111.00	湿原植物自生地 野生動物生息地
樺俣	池田町樺俣	S. 54. 6. 19	162.12	—	162.12	すぐれた天然材 が生育する森林
合 計			169.92	103.20	273.12	

自然公園の概況

上段は福井県分、()は全体面積

公 園 名	面積 (ha)	特 別 地 域		普 通 地 域	海 中 公 園 地 区
		特 別 保 全 地 区	第1・2・3種 特 別 地 域		
白 山 国 立 公 園	5,206 (47,700)	220 (17,857)	4,986 (29,843)	— (—)	(—)
若 狹 湾 国 定 公 園	15,264 (21,870)	6 (6)	15,041 (21,595)	217 (269)	30 (30)
越 前 加 賀 海 岸 国 定 公 園	7,315 (8,992)	100 (141)	7,013 (8,594)	202 (257)	(—)
奥 越 高 原 県 立 自 然 公 園	33,614	—	20,038	13,576	—
計	61,399	326	47,078	13,995	30

県の木「まつ」



清潔で、岩や砂地にもたくましく育つ生命力は質実剛健な県民性の象徴と言われている。

(昭和41年9月指定)

県の鳥「つぐみ」



毎年晩秋になるとシベリアから日本海の荒波を越えて、約100万羽が、本県に渡ってくる。

(昭和42年12月指定)

県の花「すいせん」



日本海のきびしい風雪に耐えぬいて寒中に咲くこの花の忍耐強さは、県民性に通ずるといわれている。

(昭和29年5月指定)

本年度から、自然保護の重要性を理解して頂くために「ふるさと福井の自然」を発行することになりました。

編集に当たっては、カラー写真、図表などを多く取り入れ、わかりやすく自然保護の大切さを理解していただくことを心掛けましたが、編集の未熟さに加えて、創刊号は本県の自然と自然保護制度の紹介としたために、かたぐるしくなったことをおわびいたします。

次号からは、みなさんに愛される自然保護読本としたいと考えております。

昭和62年2月

福井県県民生活部自然保護課長

大庭謙謙

- 福井県自然保護基金では、みなさんのご協力をお待ちしています。
- ご意見、ご要望がありましたら、下記までお願いします。

〒910 福井県福井市大手3丁目17番1号

☎0776(21)1111

福井県県民生活部自然保護課

(写真提供：伊藤政昭、大塚真史、越前町)

☆ この冊子は、福井県自然保護基金により作成されたものです。

